



印刷技術用語－第3部：プリントィング用語

JIS Z 8123-3 : 2013

(JFPI/JSA)

平成25年2月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小林 英男	横浜国立大学
(委員)	石坂 清	一般社団法人日本機械工業連合会
	市川 直樹	独立行政法人産業技術総合研究所
	梅崎 重夫	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	岡田 博	日本内燃機関連合会
	奥山 正二	一般社団法人日本産業機械工業会
	狩野 文雄	東京都健康安全研究センター（公益社団法人日本空気清浄協会）
	酒井 健二	東洋エンジニアリング株式会社
	酒井 信介	東京大学（一般社団法人日本高圧力技術協会）
	眞田 一志	横浜国立大学（一般社団法人日本フルードパワー工業会）
	鈴木 豊	一般社団法人日本工業炉協会
	中山 良樹	株式会社やまびこ（一般社団法人日本農業機械工業会）
	畠中 秀人	国土交通省総合政策局
	持田 育三	コマツ（一般社団法人日本建設機械施工協会）

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 25.2.20

官報公示：平成 25.2.20

原案作成者：社団法人日本印刷産業連合会

（〒104-0041 東京都中央区新富 1-16-8 日本印刷会館 TEL 03-3553-6051）

一般財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会（委員会長 小林 英男）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 表記法	1
2.1 用語の番号	1
2.2 用語の表記	1
2.3 ISO 番号の表記	1
2.4 対応英語の表記	1
3 用語及び定義	2
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	10
解 説	12
索 引	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本印刷産業連合会（JFPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

印刷産業への情報技術の導入によって従来から印刷で使用している用語の概念も変化しつつあり、印刷産業内部と他業界とのコミュニケーションにおいて混乱を招くようになった。このような状況に対応するため、1995年に**JIS Z 8123**（印刷用語－基本用語）が制定されていたが、その後、国際規格（ISO規格）の制定が進み、“terminology”（印刷用語）として**ISO 12637-1～ISO 12637-4**が2009年までに順次制定された。これによって印刷用語に関して、基本用語、プリプレス用語、プリンティング用語及びポストプレス用語の4分野がそろ（揃）って制定されたこととなり、これらを**JIS**に反映させるために、新たに国際規格（ISO規格）に対応した**JIS**を4部構成で制定した。

これによって、**JIS Z 8123:1995**は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS Z 8123（印刷技術用語）の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS Z 8123-1 第1部：基本用語

JIS Z 8123-2 第2部：プリプレス用語

JIS Z 8123-3 第3部：プリンティング用語

JIS Z 8123-4 第4部：ポストプレス用語

印刷技術用語—第3部：プリンティング用語

Graphic technology—Vocabulary—Part 3: Printing terms

序文

この規格は、2009年に第1版として発行された ISO 12637-3 を基に、対応する用語については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない用語を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更した事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、印刷におけるプリンティングに関する用語及び定義について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 12637-3:2009, Graphic technology—Vocabulary—Part 3: Printing terms (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 “MOD” は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 表記法

2.1 用語の番号

用語の番号は、4桁の数字で表す。千の位の桁は、この規格の部番号 “3” を付け、続けて3桁の連続番号で表す。この3桁の連続番号は、この規格で規定する用語の五十音順の番号である。

2.2 用語の表記

定義が同一の用語が複数ある場合には、それらの用語を “,” で区切って表す。ただし、最も使用されている用語を最初に記載している。用語の読みが紛らわしいものについては、その用語の直後に両括弧で囲んだ平仮名読みを表す。

2.3 ISO 番号の表記

ISO 番号欄は、対応国際規格に規定されている用語には、対応国際規格の部番号 “3” を最初の1桁とし、続いて “-” とし、さらに、続いて対応国際規格の用語の番号で表す。対応国際規格に規定されていない用語は、“-” とする。

2.4 対応英語の表記

対応英語は参考として示す。同じ用語に対して複数の対応英語が参考として示される場合には、それらの対応英語を “,” で区切って表す。対応英語に該当分野の特定が必要な場合には、その後に両括弧で囲んだ該当分野を付す。